



熊本県公報

第 1 2 2 8 6 号
平成 26 年 1 月 31 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (障がい者支援課) 2
- 天草広域連合の規約の一部変更…………… (市町村行政課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 公平委員会の事務の委託の廃止…………… (市町村行政課) 2
- 熊本県森林地図情報システム用端末機器及び周辺機器等一式
の借入れ…………… (森林整備課) 2
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 道路の供用開始…………… (") 5
- 道路の供用開始…………… (") 5

公 告

- 道路の位置の指定…………… (建築課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 6
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (") 6
- 国土調査成果の認証…………… (農地整備課) 7
- 熊本県森林地図情報システム用端末機器及び周辺機器等一式
の借入れ…………… (森林整備課) 8
- 肥料登録事項の変更…………… (農業技術課) 11

登 載 依 頼

- くまもと 2 1 ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域
連携推進協議会の開催…………… (くまもと 2 1 ヘルスプラン推進委員会) 11
- 平成 8 回荒瀬ダム撤去地域対策協議会の開催…………… (企業局荒瀬ダム撤去室) 12
- 平成 2 5 年度第 1 回熊本県景観・屋外広告物審議会の開催
…………… (熊本県景観・屋外広告物審議会) 12
- 平成 2 5 年度第 2 回熊本県私立学校審議会の開催…………… (熊本県私立学校審議会) 12

告 示

熊本県告示第 6 6 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 6 年 1 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人聖和会	地域密着型特別養護老人ホーム 聖和園	天草市下浦町 2 0 8 1 番地 7	平成 2 6 年 2 月 1 日	短期入所生活介護

熊本県告示第 6 7 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 6 年 1 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人聖和会	地域密着型特別養護老人ホーム 聖和園	天草市下浦町2081番地7	平成26年2月1日	介護予防短期入所生活介護

熊本県告示第68号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人北斗会 天草市北原町8番37号	星光園 天草市北原町8番37号	432200033	平成26年1月22日

熊本県告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、平成26年1月14日付けで天草広域連合長から天草広域連合規約の一部変更に係る届出があり、平成26年1月20日付けでこれを受理した。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社一世	居宅介護支援事業所 あさひ	天草市今釜新町3709番地	平成26年2月1日	居宅介護支援

熊本県告示第71号

平成26年3月31日をもって高遊原南消防組合が解散することに伴い、高遊原南消防組合との公平委員会の事務の委託を同日付けで廃止する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第72号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項
借入物品及び数量

- パソコン 11セット
- 大判プリンタ 2セット
- 大判スキャナ 1セット
- カラーレーザープリンタ 1セット
- カラースキャナ（A3） 1セット
- ソフトウェア 1式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札

に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成26年2月14日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月5日から平成27年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 上天草市姫戸町二間戸字赤石崎5928番2

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成26年1月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町荒瀬字合志野山 6742番2地先から	前	13.6 ～ 33.8	124.4	災害防 除
		同所 6637地先まで	後	15.9 ～ 37.5		
		八代市坂本町川嶽字尾上 1797番3地先から	前	15.5 ～ 20.9	135.3	

		1799番1地先まで	後	15.5 ～ 81.0	135.3
主要地方道	宮原五木線	八代市東陽町河俣字飯り坂 3477番1地先から 同所 3506番1地先まで	前	15.0 ～ 29.6	160.0
			後	19.3 ～ 33.4	160.0
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町葉木字大門山 3628番4地先から 同所 3640番1地先まで	前	9.2 ～ 27.8	116.2
			後	16.3 ～ 53.1	116.2
一般県道	縦木河合場線	八代市泉町縦木字縦木 97番1地先から 同所 90番1地先まで	前	5.9 ～ 28.0	145.8
			後	11.0 ～ 65.7	145.8
		八代市泉町柿迫字川屋谷 6008番1地先から 同所 6004番1地先まで	前	8.9 ～ 21.3	106.8
			後	12.9 ～ 36.2	106.8

2 区域を変更する期日 平成26年1月31日

熊本県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年1月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	福連木都呂々線	天草郡苓北町都呂々字古里 1078番1地先から 同所 1139番5地先まで	141.4	防交
		天草郡苓北町都呂々字中ノ田 62番2地先から 同所 63番6地先まで	19.6	

2 供用を開始する期日 平成26年1月31日

熊本県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年1月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字上揚字屋敷 337番地先から 上益城郡甲佐町大字上揚字山下 118番地先まで	169.0	兼用工作物の嵩上工事(国施工)

2 供用を開始する期日 平成26年1月31日

熊本県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年1月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上漆田東間下線	人吉市東間上町字中村 3389番2地先から 同所 3382番地先まで	60.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成26年1月31日

熊本県告示第78号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年1月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川御領線	天草郡苓北町坂瀬川下貝ノ口 1586番1地先から 同所 1603番1地先まで	105.0	道路改良

2 供用を開始する期日 平成26年1月31日

公 告

熊本県公告第46号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本県宇城市松橋町きらら三丁目2番地17
- 2 築造者の氏名 株式会社アイポイント
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字東原1890番7、同1892番4及び里道の一部
- 4 道路の幅員 6.02メートルから6.05メートルまで
- 5 道路の延長 78.78メートル

6 指定年月日 平成26年1月9日
 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第34号

熊本県公告第47号

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く白水村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	高木 政夫	阿蘇郡南阿蘇村大字中松1602番地2
理事	田所 則一	阿蘇郡南阿蘇村大字中松2923番地
理事	田上 昭則	阿蘇郡南阿蘇村大字一関2339番地
理事	岩下 友春	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1091番地2
理事	興梠 正信	阿蘇郡南阿蘇村大字白川2154番地1
監事	大塚 浩一	阿蘇郡南阿蘇村大字中松1408番地
監事	岩下 秀隆	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田956番地6
就任		
理事	佐竹 和也	阿蘇郡南阿蘇村大字中松2680番地
理事	長崎 興正	阿蘇郡南阿蘇村大字中松2950番地
理事	岩代 一宏	阿蘇郡南阿蘇村大字中松169番地
理事	岩下 友春	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1091番地2
理事	桐原 鶴夫	阿蘇郡南阿蘇村大字白川423番地
理事	河内 健雄	阿蘇郡南阿蘇村大字両併131番地1
監事	田所 則一	阿蘇郡南阿蘇村大字中松2923番地
監事	藤本 稔	阿蘇郡南阿蘇村大字白川2105番地5

熊本県公告第48号

玉名市に事務所を置く玉名市土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	高 寄 哲哉	玉名市大浜町2490番地
理事	萩尾 義鷹	玉名市築地1191番地1
理事	作本 國勝	玉名市滑石1407番地
理事	堀本 泉	玉名市滑石4322番地2
理事	蓑田 凱彰	玉名市大浜町2424番地
理事	蓑田 誠一	玉名市大浜町3763番地2
理事	坂西 良治	玉名市横田216番地
理事	永田 貞光	玉名市青野152番地
理事	宇田 英二	玉名市北牟田488番地31
理事	堤 幸佳	玉名市両迫間952番地
理事	中西 正	玉名市玉名2641番地1
理事	大久保 和也	玉名市下1822番地
理事	城戸 年義	玉名市富尾1168番地1
理事	田上 敏夫	玉名市岱明町庄山390番地1
理事	大本 公	玉名市岱明町野口2201番地1
理事	境 久男	玉名市岱明町山下1010番地2
理事	原口 邦弘	玉名市岱明町高道1631番地

理事	吉田 和明	玉名市岱明町鍋1530番地4
理事	松田 憲明	玉名市岱明町下沖洲211番地2
理事	永田 光秀	玉名市横島町横島710番地
理事	島村 秀敏	玉名市横島町横島2853番地
理事	吉田 勝也	玉名市天水町小天8304番地
理事	亀丸 武征	玉名市天水町竹崎403番地
理事	中村 亘	玉名市天水町小天232番地
理事	村上 孝義	玉名市天水町尾田1709番地
理事	小山 洋一	玉名市大浜町5322番地2
理事	大家 泉	玉名市横島町共栄61番地
理事	岡本 高光	玉名市横島町共栄379番地
監事	小川 純功	玉名市滑石3513番地8
監事	高村 四郎	玉名市下小田874番地1
監事	立野 興一	玉名市横島町横島9786番地
就任		
理事	高寄 哲哉	玉名市大浜町2490番地
理事	和田 恭次	玉名市山田265番地
理事	作本 國勝	玉名市滑石1407番地
理事	前田 廣喜	玉名市滑石4342番地
理事	永田 知博	玉名市大浜町560番地
理事	村野 義秋	玉名市大浜町3306番地1
理事	小山 勝男	玉名市横田43番地
理事	西田 勝	玉名市寺田109番地2
理事	中山 日出男	玉名市小島1057番地
理事	寺田 誠一	玉名市河崎890番地2
理事	井本 国光	玉名市溝上218番地2
理事	大久保 和也	玉名市下1822番地1
理事	鋤本 勝利	玉名市三ツ川1231番地
理事	田上 敏夫	玉名市岱明町庄山390番地1
理事	大本 公	玉名市岱明町野口2201番地1
理事	外田 博	玉名市岱明町高道440番地4
理事	原口 邦弘	玉名市岱明町高道1631番地
理事	吉田 和明	玉名市岱明町鍋1530番地4
理事	松田 憲明	玉名市岱明町下沖洲211番地2
理事	堀田 功憲	玉名市横島町大園148番地5
理事	植田 英男	玉名市横島町横島2045番地1
理事	今村 富士男	玉名市横島町横島7720番地
理事	小澤 靖	玉名市横島町横島9423番地3
理事	中尾 安孝	玉名市横島町横島7136番地
理事	谷口 東洋司	玉名市天水町尾田671番地
理事	永田 眞一	玉名市天水町部田見1449番地1
理事	中村 亘	玉名市天水町小天232番地
理事	池田 憲治	玉名市天水町小天7353番地4
理事	和田 道治	玉名市大浜町5345番地
理事	大家 泉	玉名市横島町共栄61番地
理事	前田 昇	玉名市横島町共栄406番地
監事	坂本 敦之	玉名市大浜町3896番地
監事	原口 利正	玉名市岱明町下前原874番地1
監事	亀丸 武征	玉名市天水町竹崎403番地

熊本県公告第49号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
南小国町	平成22年度から 平成24年度まで	大字満願寺の一部	地籍図及び 地籍簿	平成26年1月23日
産山村	平成22年度から 平成24年度まで	大字片俣の一部	地籍図及び 地籍簿	平成26年1月23日
	平成22年度から 平成24年度まで	大字産山の一部	地籍図及び 地籍簿	平成26年1月23日
天草市	平成23年度から 平成24年度まで	牛深町の一部	地籍図及び 地籍簿	平成26年1月23日

熊本県公告第50号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

- パソコン 1 1セット
- 大判プリンタ 2セット
- 大判スキャナ 1セット
- カラーレーザープリンタ 1セット
- カラースキャナ（A3） 1セット
- ソフトウェア 1式

(2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県農林水産部森林局森林整備課森林計画班

(3) 借入物品の規格、品質等
要求仕様書による。

(4) 借入期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 納入場所

要求仕様書のとおり

(6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備をしている者

(7) 入札金額

入札金額は、1か月当たりの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間

- 公告の日から平成26年2月14日（金）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
 - エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 要求仕様書の内容を満たすことについて、確認を受けること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明書及びその他提出書類
 - (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 - (3) 提出期間
公告の日から平成26年2月26日（水）午後5時まで
 - (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
 - (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は、電子入札システムにより、書面での提出があった場合は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年2月26日（水）午後5時まで受け付ける。
 - (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年3月12日（水）午後5時まで行う。
 - (3) 入札の方法等
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年3月12日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成26年3月13日（木）午前9時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県農林水産部森林局森林整備課会議室（県庁行政棟本館10階）
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年3月12日（水）（必着）までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と、中封筒の表に「借入物品の名称」と及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「借入物品の名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
 - (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵

送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係書をない県の職員)のものとして(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け取ったときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 89 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否

- 要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 14 日を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日

- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 5 (3) に掲げる期限
- イ 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 入札の業務内容、要求仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県農林水産部 森林局 森林整備課 森林計画班

電話番号 096-333-2434

ファックス番号 096-383-7704

- (2) 競争入札参加資格審査申請(新規受付)に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 1 2 月 29 日から 1 2 月 31 日までの日を除く。)

8 S u m m a r y

- (1) Name and Content of Consignment
 11 sets of personal computer
 2sets of large format printer
 1set of large format scanner
 1set of color laser printer
 1set of color scanner(A3)
 1set of software
- (2) Date and Place for tender:
 Date: March 13 2014 9:00 a.m.
 Place:The tenth floor Forestry Division room. Main building Prefectural Office of Kumamoto
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Forestry Division, Forestry Bureau Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2434
- (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 5 1 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第 1 6 条第 2 項の規定に基づき公告する。
 平成 2 6 年 1 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	変更した年月日
熊本県肥第 1 1 6 号	なたね油かす及びその粉末	5 . 3 菜種油粕粉末	金守孝幸 熊本県熊本市西区小島六丁目 5 - 5	生産業者の氏名 (新) 金守孝幸 (旧) 金守襄樹	平成 2 6 年 1 月 2 4 日

登載依頼

くまもと 2 1 ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会公告第 1 号
 平成 2 5 年度くまもと 2 1 ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。
 平成 2 6 年 1 月 3 1 日

くまもと 2 1 ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時
 平成 2 6 年 2 月 2 1 日(金曜日)
 午後 2 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
- 2 開催場所
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 熊本県庁行政棟本館 5 階審議会室
- 3 議題
 (1) 第 3 次くまもと 2 1 ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）進捗状況について
 (2) その他
- 4 傍聴者の定員
 1 0 人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 健康づくり企画班
 (電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 0 8)

熊本県企業局公告第1号

第8回荒瀬ダム撤去地域対策協議会を次のとおり開催する。

平成26年1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成26年2月7日（金）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
八代市坂本町坂本4228-12
八代市坂本支所2階 会議室
- 3 議題
(1) 荒瀬ダム撤去工事概要について
(2) 地域課題への取組状況等について
- 4 傍聴の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 荒瀬ダム撤去地域対策協議会（以下「協議会」という。）の傍聴を希望する者は、協議会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去室
電話番号096-333-2600

熊本県景観・屋外広告物審議会公告第1号

熊本県景観・屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成26年1月31日

熊本県景観・屋外広告物審議会
会長代理 川口 滋

- 1 開催日時
平成26年2月12日（水）午前10時から
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 2階「りんどう・つばき」
- 3 議題
(1) 諮問事項
・道路及びその沿線の屋外広告物規制について
(2) その他
・県内の景観行政に係る動きについて
・違反屋外広告物の是正について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県景観・屋外広告物審議会事務局
(熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室景観班)
(電話096-333-2522(ダイヤルイン))

熊本県私立学校審議会公告第2号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

平成26年1月31日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時
平成26年2月6日（木）
午前10時00分から午後0時00分まで（予定）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室

3 議題

【諮問事項】

Y M C A 水前寺幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可について（公開）

【事前協議事項】

- (1) 美鈴幼稚園の収容定員増に係る事業計画について（公開）
- (2) 武蔵ヶ丘幼稚園の収容定員増に係る事業計画について（公開）
- (3) 杉並台幼稚園の収容定員増に係る事業計画について（公開）

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部総務私学局私学振興課中高等班）

（096-333-2064）